

第3回和光市保育園保育料等検討委員会 会議録

日時	平成22年11月19日(金) 19:30~22:10
場所	和光市庁舎6階602会議室
出席者	石田委員長 郡司副委員長 岡本委員 斉藤委員 土田委員 小澤委員 安井委員 ※篠田委員及び野宗委員は欠席
事務局	保健福祉部こども福祉課 亀井課長補佐 渡辺主事
傍聴者	1名

1 開会挨拶

2 会議公開

和光市市民参加条例第12条第4項に基づき、審議会の会議は公開することになっているため、原則どおり公開する。会議録は委員名を明記した要点記録とする。(事務局説明)

3 議事進行

設置要綱第4条第1項の規定に基づき、石田委員長が議長として議事を行った。

(1) 保育料徴収基準額表改定案について

前回の委員会にて、改定率については、改定案2を基本にどの方向性を示していただき、それを受け、改定案2を修正した案を事前に送付させていただいた。(事務局)

ア 各修正案の説明(事務局説明)

(ア) 修正案1(改定案2の上限修正)

3歳未満児の最高額D16階層を62,500円と改定案2より500円抑え、D11階層から見直しをし、D11とD12階層を区分している。また、3歳児、4歳以上児についても、最高額D16階層をそれぞれ29,000円と24,500円とに改定案2よりも500円抑え、D5階層から見直しをし、2階層で1区分となっていたものを上げ幅に差をつける案となっている。

この案の増収見込み額は、約2,638万円となり改定案2からは、約217万円の減少となっている。

(イ) 修正案2(改定率9%案)

改定案2の3歳未満児D2階層、D4階層について、端数調整及び上位階層の間差額の関係で、8.11%、8.17%でとどめていた調整率をこの修正案2では9%程度とし10円単位での調整をしたため、それぞれ100円と170円上昇している。

3歳未満児では、D10階層を9%上昇させ、それ以降の上げ幅を500円ずつ

とし、D16階層では62,500円となり、改定案2より500円低くなっている。3歳児及び4歳以上児では、D5階層を9%上昇させ、それ以降の上げ幅を500円ずつとして、D16階層で3歳児28,800円、4歳以上児24,300円と改定案2より700円低くなっている。

この案の増収見込み額は、約2,567万円となり改定案2より約288万円の減少となっている。

(ウ) 修正案3（改定率8%案）

修正案3については、増加見込み額が約2,290万円となり、目標額である税源移譲の影響額2,300万円を下回る。そのため、今回事務局としては、この修正案3は検討案ではなく、あくまで参考案として捉えていただきたいと考えている。

イ 各修正案について（意見交換）

修正案1、2について、各委員から意見を求めたい（委員長）

(ア) 増加見込み額が、目標額2,370万円ギリギリの案はないのか。（岡本委員）

→ 目標額はあくまで最低ラインであって、今回の修正案の増加見込み額は、今後の待機児童対策の財源確保に少しでもプラスになるように目標額に若干上乗せをしている。その考えの上で検討していただきたい。（委員長）

→ 10円単位で端数があると金額が細かくなりすぎてしまうので、100円単位で設定した方がいいのでは。また、先ほどの話に戻るが、財源確保についての理由と費用が明確になっていれば、その分目標額に上乗せをする必要はあると思うが、そこが曖昧なのであればプラスの部分は考えずに、増加額が目標額程度になる案、例えば修正案2と3の間の案を出して検討したほうが良いのではないかと。（齊藤委員）

2,370万円という明確な目標額があるのだから、そこに上乗せする金額にも明確な根拠がないと今回の修正案の検討はできないのではないかと。（岡本委員）

(イ) 一度保育料を上げるとすると、そこから更に上げることはなかなか難しい。今後の市の財政状況や様々な経費がかかってくることを考慮すると改定率10%の案が妥当ではないか。（土田委員）

(ウ) 一度保育料を上げるとすると、そこから更に上げることはなかなか難しい。今後の市の財政状況や様々な経費がかかってくることを考慮すると改定率10%の案が妥当ではないか。（土田委員）

(ウ) 土田委員と同様で、今後のことや保育料を23年間変えてこなかったという点を考えてみると、やはり改定率10%の案が妥当と思われる。（小澤委員）

(エ) 今回の保育料改定のポイントとしては、税源委譲の影響による歳入減を解消することと、将来的な待機児童対策の財源確保という2点であり、それらを加味し、なお且つ階層による負担のかたよりを調整した修正案1が妥当ではないかと考える。（安井委員）

(オ) 現段階で市が考えている待機児解消についての対策と、それにかかる金額の概算

等がわかれば目標額にプラスする部分のイメージも持ちやすく、説得力もあるのでは。(小澤委員)

→ 現在、来年4月に開園予定である定員50名規模の認可保育園(民設民営園)を丸山台三丁目に建設中である。施設全体の建設費で1億2,000万円がかかっている。費用の内訳としては、国を通じて県から出る補助金として総額の半分の6,000万円、市の義務負担分として総額の1/4の3,000万円、事業者の負担分も同様に1/4の3,000万円となっているが、事業者の負担軽減ということでその半分の1,500万円を市が負担している。最終的には、市が4,500万円を負担している。(郡司副委員長)

→ 今の説明を受けて、待機児童対策としてかなりの費用がかかるとするならば、例えば修正案1では、目標額に約330万円プラスとなっているが、その程度の額では大した影響はないのではないかと。それであれば、プラスアルファを考えずに、目標額=増加見込額となる案にしても問題ないのでは。(岡本委員)

→ 市で行っている待機児童対策としては、認可保育園建設だけではなく、例えば基準に該当する家庭保育室利用者に対しての保育料助成を今年4月から開始しているが、これも待機児童対策の一部といえる。認可園建設ということだけに注目すると100万円単位の増加は影響がないと思うかもしれないが、待機児童対策としては建設の他にも幅広く行っているため、それらに少しでも影響が与えられれば、ということでお考えいただきたい。(郡司副委員長)

(キ) やはり保護者としては保育料を上げるに当たって、増加見込額(目標額)に根拠がないとその案に納得は出来ないため、増加見込額が2,370万円となる案を示していただきたい。(岡本委員)

→ それでは、事務局の方で増加見込額が2,370万円程度になる案を作成していただくとして、他の委員の皆さんは改定案の方向性としてそれでよろしいか。この検討委員会としては、改定案について全員一致となる形で報告したいので各委員に意見を伺いたい。(委員長)

→ 出していただいた案を確認してからの判断になると思われる。(土田委員)

→ 全員一致で案を出すということで、前回と今回とで欠席者が2名いるが、その方々についてはどうするのか。(小澤委員)

→ 欠席者に対して委員会の議事録は毎回送っており、両名から特に問い合わせ等ない状況から、事務局としては承認していただいたという認識でいる。今回の更なる修正案及び議事録についても送付するが、そこで特段ご意見がなければ、承認したものとみなさせていただきます。(事務局)

⇒ 保育料改定案については、年間の歳入増加見込み額が目標額である2,370万

円程度となる案を事務局が作成し、それを各委員が確認した上で最終決定とすること

ことで合意した。

## (2) 公設保育園延長保育料改定案について

### ア 各修正案の説明（事務局説明）

現行の3歳未満児と3歳以上児の年齢区分を廃止及び均一化し、30分単位での料金設定としている。

改定案1は、月額利用の場合、18:00～18:30迄の30分利用で1,500円、19:00迄の1時間利用で3,000円、19:30迄の1時間半利用で4,500円、20:00迄の2時間利用で6,000円という案となっている。

改定案2は、月額利用の場合、18:00～18:30迄の30分利用で2,000円、19:00迄の1時間利用で4,000円、19:30迄の1時間半利用で6,000円、20:00迄の2時間利用で8,000円という案となっている。

以上の改定案1、2を基本として委員会としての方向性を示していただきたい。

### イ 改定案について（意見交換）

(ア) 年齢区分を廃止した理由は。（小澤委員）

→ 3歳未満児については3歳以上児に比べて人員配置が手厚くなっているが、逆に食事の費用については抑えられているということと、近隣市区の朝霞市、志木市、新座市、板橋区、練馬区は年齢区分を設けていないこと、以上の2点を判断基準とさせていただき、年齢区分の廃止について提案させていただいた。（事務局）

→ この改定案の料金には食事代等含まれているのか。（小澤委員）

→ 含めてということで考えている。（事務局）

(イ) 改定案では、保護者が元々登録している時間帯を過ぎてお迎えに来た場合、現行と同じ考え方でよいのか。（土田委員）

→ 現行と同じ考え方で、1分でも過ぎた場合は超過した分の1回利用料金をいただく。（事務局）

(ウ) キッズエイドは延長保育料金を2回上げているが、全園児に対して上がるのではなく、入園した年度によって料金が異なるようにしている。例えば次年度から保育料を上げる場合、現年度在園児は上がりず、新規入園児から上げていく、という方式を取っている。そうすることで保護者からのクレームは少ない。（斉藤委員）

→ 段階的に保育料を上げることで、保護者の負担感は減る。（小澤委員）

→ そのような段階的に保育料を上げていく、入園年度によって保育料が異なる、というのは事務処理上可能なのか。（委員長）

→ 可能である。逆に公設保育園ではどうか。（事務局）

→ 事務的にかなり繁雑になると思われる。（土田委員）

- (エ) 3歳以上児にとっては、20時まで利用すると改定案1では3倍、改定案2では4倍となっていて負担感が大きいのでは。やはり次年度新規入園児から段階的に上げていく方が保護者から強い反発もなく、何年か後には全体での料金変更が完了するので問題ないのでは。(岡本委員)
- (オ) 公設園という公共の施設については提供するサービスについては公平性が求められる。確かに保護者個人にとっての納得性からすれば、新規入園児から段階的に料金を変更していった方が適当と言える。だが、同じサービスを提供しているという公平性を考えると、入園年度によって保育料が異なるのは不公平感が生まれるのではないか。(安井委員)
- (カ) 延長保育料で年度ごとの差を設けると、通常月額保育料でもそうしてほしいという意見が出てくるのではないか。(土田委員)
- (キ) 3歳以上児については、改定案だとやけに高くなってしまわないか。民設園と比べても、年齢区分を無くしたことによって差が大きくなってしまっている。(岡本・斉藤委員)
- (ク) 延長保育時の保育士の配置基準は、通常保育時と変わらないのか。(斉藤委員)
- 延長保育時は通常保育時間と同じ配置ではないが、低年齢児は高年齢児よりも手厚い配置になっている。(事務局)
- 子どもの年齢によって配置人数が変わってくるのであれば、保育料の年齢区分は残した方が適当ではないか。(斉藤委員)
- (コ) 事務局としては年齢区分を廃止する方向性で案を作成しているが、年齢区分を残したまま料金変更することは可能か。(郡司副委員長)
- 年齢区分を残した方がいいということであれば、そのようにします。(事務局)
- 事務局の方で問題ないということであれば、年齢区分は残したままで現行の料金設定に1時間当たり1,000円プラスとする案はどうか。つまり、3歳未満児であれば月額利用で30分当たり1,500円とし、19時までの利用で3,000円、20時までで6,000円。3歳以上児では30分当たり1,000円とし、19時までの利用で2,000円、20時までで4,000円となる。(郡司副委員長)
- 周りの保護者からも現行の料金が安すぎるのでは、という意見も聴くので、現行の料金から最大で2,000円プラスという範囲であれば反発も少ないのでは。(岡本委員)
- ⇒ 公設保育園園長保育料金については、年齢区分はそのまま残し、両区分について1時間当たり現行の料金にプラス1,000円、時間は30分単位で設定をするという案で合意した。

### ③ 一時保育等特別保育事業保育料について

#### ア 各修正案の説明（事務局説明）

現状では、一時保育保育料、休日保育保育料、年末保育保育料、病後児保育保育料の公設園における保育料に昼食、おやつ代等を含めていない。今回の改定案では、昼食代等を別途徴収するのではなく、昼食相当分である200円を上乗せし、1日2,200円としている。この案に対し、ご意見をいただきたい。

#### イ 改定案について（意見交換）

(ア) 一時保育等で子どもを預かっている立場から考えると、この料金では安いのでは。（小澤委員）

(イ) この程度の上乗せ分であれば問題ないのでは（岡本委員）

(ウ) 先ほど合意した延長保育料の上げ幅を考えると、同じく所得に関係なく徴収する一時保育等の保育料についても、もう少し上げるべきでは。他市でも、1日2,500円の所もあるので500円の上乗せでもよいのではないか。（土田委員）

(エ) 他市と比べて和光市は一時保育の延長保育時間が長いので、現在でも延長分は追加料金を徴収しているが、その部分についても見直しを図るべきでは。（小澤委員）

(オ) 民間等で実施している一時保育の料金はどれくらいなのか。（斉藤委員）

→ 現在、民設民営園の中ではゆめの木保育園が一時保育を実施している。時間設定は午前8時～午後5時で、昼食代とおやつ代を含めて料金は1日3,000円となっている。公設園の一時保育とは時間設定が異なるが、利用料金は公設園よりも高くなっている。

その影響かはわからないが、公設園の一時保育でキャンセル待ちが生じている状況で、現在ゆめの木保育園では空きが生じている。先ほどから200円の上乗せでは安いのでは、という意見がありますが、ゆめの木保育園の一時保育利用状況から考えて、今回の改定案では昼食相当分を上乗せするという案で提案させていただいている。（事務局）

(カ) ゆめの木との保育料の差を縮めて、公設園のキャンセル待ちがゆめの木に多少でも流れるようにした方がよいのでは。

→ 延長保育料の改定の根拠と同様に、民設園との料金差を縮めるという考えでいけば、もう少し上げるべきなのでは。（小澤委員）

→ 先ほど土田委員の意見にもあったように、県内他市の状況で1日2,500円という所もあるので、そのあたりを参考に改定案を定めてもいいのではないか。上乗せ分は食事代以外にも運営費等に当てていただく、としてもいいのでは。（郡司副委員長）

(キ) 仮に500円上げるとして、お勤めの方が一時保育を限度いっぱい利用する場合、

週3日×4週＝12日利用で単純に月6,000円値上がりすることになる。それが利用者にとって、どの程度痛手になるのか。今回の改定では2,200円としておいて、その後の利用状況を見てまた考えていければいいのでは。(斉藤委員)

→ 1日2,200円にするのであれば、最初の方でお話したように、延長保育の単価を上げた方がいいのではないかと思う。だが、事務局の方で提案している案が妥当ということであれば、それに準じての形でよいのではないかと考える。(小澤委員)

(ク) 休日保育、年末保育、病後児保育の料金についてはどうなるのか。(土田委員)

→ これまでの話の流れから、一時保育保育料と同様に1日2,200円として問題ないと思われる。(事務局)

⇒ 一時保育等特別保育事業保育料については、1日の保育料を食事代相当分の200円を上乗せした2,200円とすることに合意した。

#### (4) その他

今日まで、3回に亘り、保育料徴集基準額表及び公設園における特別保育事業の保育料について、委員の皆様よりご意見いただき、それぞれに対する委員会としての方向性をお示しいただいた。事務局としても今日の委員会の中で委員会としての方向性はかなり固まっているとの認識でいる。

それを受け、市長に対する委員会としての報告書を作成することとなるが、年末年始で委員の皆様も御多用かと思われるので事務局にて案を作成後、委員の皆様にお示しし、会議を開催せずにその報告書案に対して意見をいただく形を取ってよろしいか意見を伺いたい。(事務局)

ア 報告書案と併せて、保育料徴収基準額表については、先ほど合意したとおり、年間の歳入増加見込み額が目標額である2,370万円程度となる案を事務局が作成し、各委員にその内容を確認してもらい、意見をいただきまとめさせていただく。(委員長)

→ その案に対して納得がいかない場合はどうすればいいのか(斉藤委員)

→ ご意見いただき、再度調整を行う。(委員長)